

# ☆消費者トラブルいろいろ☆ 静岡県中部県民生活センターより いつの間になっ!?電力会社が切り替えになっ!

平成28年4月の電力の小売全面自由化以降、電話勧誘による電力会社の切り替えに関するトラブルの相談が多数寄せられています。

知らない事業者から「今よりも電気料金が安くなる。電気料金の明細を教えてください」と電話があった。よくわからずに言われるまま検針票に書かれた番号などの情報を伝えると、封書が届いた。数日後、「書類は届いているか」と電話があり、そこで初めて封書は電力会社の切り替え手続きの書類であったこと、1週間前の電話で契約の申込みをしたことになってしまったことがわかった。

## 「検針票の情報を安易に伝えないようにしましょう！」

- 電力会社等から電話を受けた際は、事業者名や内容をよく確認し、必要はなければきっぱり断りましょう。
  - 切り替えに必要な情報（住所や顧客番号など）は、現在の契約先が発行する検針票に記載されています。これらの情報を伝えたところ、勝手に別の会社への切り替え手続きをされていたという悪質なケースもあります。安易に検針票の記載情報は伝えないようにしましょう。
  - 電話で勧誘されて契約した場合、クーリング・オフができる場合があります。
  - 困ったときは、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン 1888）、もしくは経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（03(3501)5725）にご相談ください。
- \*国民生活センター  
「見守り新鮮情報」第336号参照
- 「おかしいな」「不安だな」と思ったら迷わず、消費生活センターへ  
消費者ホットライン ☎1888（イヤヤ！）  
静岡県中部県民生活センター ☎054(202)6006



©Kurosaki Gen

**他**の大きなワイナリーだとお客さんも多いですが、ただ試飲してレジに並ぶだけで終わり。「このイベントならでは」という特別感はなく、ほとんど印象に残りませんでした。

**普**段お客様をおもてなしする立場の私は、多くの学びを得ました。「近くの異業者、遠くの同業者から学べ」とはよく言ったものです。井の中の蛙にならないよう、どんどん外に出かけていきたいです。



ワイングラスとグラスホルダーは記念に。色が毎年変わるのも嬉しい演出です。

**参**加費は5,500~8,800円と決して安いものではありません。その上、各ワイナリー気に入ったワインを購入したり、オプション体験があったり、お昼ごはんを食べたりしてお金を遣います。しかし決して「高い」とは感じませんでした。それだけ内容が充実していたということです。

**さ**て、7か所回ったうちで一番印象に残っているのは、最初に訪問したワイナリーでした。これには友人全員が同意見。そこは個人農家が営む小さいワイナリー。

**ま**ず園主が畑を案内し、栽培方法、農園の歩み、こだわりなどを話してくれます。それが終わると5種類のワインを試飲。一つひとつ丁寧に丁寧な説明が入ります。

**味**も文句なく美味しいのですが、それ以上に人柄やおもてなしに感銘を受け「この人の作るワインを買いたい」と思わせてくれました。

**ECO-T KAWANE**

一般社団法人エコティかわね  
川根本町桑野山424-6  
電話：0547-58-7000  
ファクス：0547-58-7001  
E-mail:ecotkawane@gmail.com

# エコティ日記

エコティかわね 事務局長 神東美希の

**昨**年の秋に「ワインツーリズムやまなし」というイベントに参加しました。会場は甲府市や山梨市などワインの産地全域。三日間で70ものワイナリーが参加します。

**開**催1週間前になるとワイナリー情報やルートマップが自宅に送られてきました。それを見ながら「どこをどの順で回ろうかな」とワクワクしながら計画を立てるのです。

**当**日は受付でワイングラスとグラスホルダーをもらい、自分たちで行きたい所を回ります。期間中はエリア内を循環バスが走るので、それを利用します。



神東美希 (かんとう みき)  
平成24年5月から川根本町エコツーリズムネットワーク事務局を担当。平成28年4月から一般社団法人エコティかわねの事務局長としてエコツーリズムを核とした様々なまちづくり事業を展開。

◆川根のみきていとまるちゃんが綴る「ブログ版 川根本町エコティ日記」 <http://ecotkawane.eshizuoka.jp/>

## 引越しの際は、住所の異動手続きを忘れずに行ってください

入学・就職・転勤等による引越して住所を異動される方は、市区町村窓口で住民票の異動手続きをお願いいたします。住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険・国民年金などにつながる大切な手続きです。

### ○ 転出・転入される場合

- **引越前の市区町村** (引越しをする前) 転出届を提出して転出証明書を受け取る
- **引越先の市区町村** (新しいところに住み始めた日から14日以内に) 転入届を提出
- **同一の市区町村内で転居される場合** (お住まいの市区町村 転居届を提出)

◆マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方  
引越した先の市区町村窓口で継続利用の手続きをしなければなりません。マイナンバーカードは廃止となりますので、必ず継続利用の手続きを行ってください。



【手続きに必要なもの】  
・マイナンバーカード  
・暗証番号(数字4桁)の入力  
※左記の場合、継続利用できませんのでご注意ください  
・マイナンバーカードの有効期限が過ぎているとき  
・転出証明書に記載されている転出予定日から30日を過ぎて転入届を行ったとき  
・住み始めた日から14日を過ぎて転入届を行ったとき  
・転入届を行ってから90日を過ぎたとき  
・外国に転出したとき  
詳しくは、担当課までお問い合わせください。  
★3月・4月は窓口が大変混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

《茶娘ちゃんカード会》からポイント交換セールのお知らせ

## ポイント交換セール

令和2年 3月20日(金)から29日(日)

ポイントカードと裏の「引換券」を茶娘ちゃんカード会加盟店へお持ちください。  
300ポイントと「引換券」1枚で500円のお買い物ができます。

## !! やっぱり整備点検は川根自動車 !!

三十年前お世話になりましたが、親切丁寧安心でやっぱり川根自動車です。在所も藤川のためこれからまたお世話になります。

!!創業60年!!

## 川根自動車株式会社

川根本町上長尾869-2 ☎0547(56)0150

磐田市在住 元藤川 沢田さん御夫婦